

岐阜県公報

第 七 百 二 十 一 号
令 和 八 年 九 月 二 十 五 日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則
(医療福祉連携推進課) 四〇五^{ページ}

○岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則
(生活衛生課) 四〇五

○岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則
(同) 四〇六

告 示

○森林病虫害等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表
(森林経営課) 四〇六

選挙管理委員会告示

○個人演説会等を開催することができる施設の指定
(選挙管理委員会) 四〇七

規 則

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九十二号

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第四百十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第二号様式、別記第四号様式及び別記第五号様式中「(圓)」を「(圓)」に改める。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「(圓)」を「(圓)」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九十三号

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県調理師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「〔本籍地の都道府県名（外国人の場合は、国籍）〕」を「〔本籍地の都道府県（国籍地）〕」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県調理師法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県調理師法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九十四号

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年岐阜県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

〔本籍地の都道府県名（外国人の場合は、国籍）〕

を

〔本籍地の都道府県（外国人の場合は、国籍地）〕

に

〔実施都道府県名〕

を

〔実施都道府県名〕

に

「〔処分した都道府県〕」に改める。

別記第五号様式中

〔本籍地の都道府県名（外国人の場合は、国籍）〕

を

〔本籍地の都道府県（外国人の場合は、国籍地）〕

に

「〔本籍地の都道府県（外国人の場合は、国籍）〕」を「〔本籍地の都道府県（外国人の場合は、国籍地）〕」に改める。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「〔本籍地〕」を「〔本籍地（国籍地）〕」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県製菓衛生師法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県製菓衛生師法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告 示

岐阜県告示第四百六十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

令和八年九月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養

老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

令和八年十月三十日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行つべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の１の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の１の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の１の区域内において三に掲げる伐採木等を所有し、又は管理する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し出ることができる。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があつたのでその旨告示する。

令和八年九月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
岐阜県岐阜市	岐阜県岐阜市東新町ふれあいセンター	岐阜県岐阜市那加東新町2丁目1番地	20人 20人

令和八年九月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社